



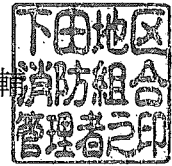
下田地区消防組合訓令第8号

下田地区消防組合職員小型船舶操縦免許取得費助成金交付要綱を次のように定める。

平成30年5月25日

下田地区消防組合

管理者 下田市長 福井 祐輔



下田地区消防組合訓令第8号

下田地区消防組合職員小型船舶操縦免許取得費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下田地区消防組合の職員（以下「職員」という。）に小型船舶操縦免許（以下「操縦免許」という。）の取得を奨励するため、操縦免許を取得した職員に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象及び助成金の額)

第2条 管理者は、次の各号のいずれかの操縦免許を取得した職員に対し、1回を限度とし、助成金5万円を交付するものとする。

- (1) 1級小型船舶操縦士
- (2) 2級小型船舶操縦士

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする職員は、小型船舶操縦免許取得費助成金交付申請書（様式第1号）を管理者に提出し、管理者が指定する方法により操縦免許を取得しなければならない。

(助成金の交付請求)

第4条 前条の規定により操縦免許を取得した職員は、当該操縦免許取得後30日以内に小型船舶操縦免許取得費助成金交付請求書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2 助成金の交付請求は、前条の申請書を提出した年度内に行わなければならない。

(助成金の交付)

第5条 管理者は、前条第1項の請求書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、その内容が適正であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に、請求者に対し助成金を交付するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

小型船舶操縦免許取得費助成金交付申請書

管理者 様

所属

氏名

印

年度において小型船舶操縦免許を取得したいので、下田地区消防組合職員小型船舶操縦免許取得費助成金交付要綱第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 受講先名称

2 受講場所住所

3 受講予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 操縦免許の種類 級小型船舶操縦士

5 添付書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

小型船舶操縦免許取得費助成金交付請求書

管理者 様

所属

氏名

㊟

小型船舶操縦免許を取得したので、下田地区消防組合職員小型船舶操縦士免許取得費助成金交付要綱第4条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 5万円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※登録済みの口座を指定する場合は、記入不要です。

3 実績

(1) 受講先名称

(2) 受講場所住所

(3) 受講期間 年 月 日から 年 月 日まで

(4) 取得した操縦免許

ア 交付年月日 年 月 日

イ 操縦免許の種類 級小型船舶操縦士

4 添付書類

(1) 小型船舶操縦免許証の写し

(2) 小型船舶操縦免許取得に要した経費の領収書

(3) その他管理者が必要とする書類